第５節　本件事業譲渡のその他の条件等

１　雇用の継続

新会社は、原則として、新更生会社の従業員のうち新会社での雇用を希望する者を本件事業譲渡日（又は管財人が事業譲渡の日として別途定める日）から雇用する。

２　本件ゴルフ場の運営方針

新会社は、本件事業譲渡日（又は管財人が事業譲渡の日として別途定める日）の後において、第２節２⑴エにより承継する継続会員の優先的施設利用権を十分に尊重したゴルフ場運営を行うものとする。

３　担保責任の免除等

新更生会社及び管財人は、新会社に対し、本件事業譲渡の譲渡対象事業（本件ゴルフ場事業）及び譲渡対象財産（資産、債権、契約関係その他）について、表明保証、瑕疵担保その他一切の責任を負わない。

４　損益の帰属

⑴　本件ゴルフ場事業の損益は、本件事業譲渡日（又は管財人が事業譲渡の日として別途定める日）の前日までは新更生会社に、本件事業譲渡日（又は管財人が事業譲渡の日として別途定める日）以降は新会社に帰属する。

⑵　譲渡対象資産のうち、不動産その他の固定資産に課せられる固定資産税及び都市計画税その他の公租公課並びに本件ゴルフ場事業に伴い徴収するゴルフ場利用税は、本件事業譲渡日の前日（又は事業譲渡の日として管財人が別途定める日）までの分を新更生会社の負担とし、本件事業譲渡日（又は管財人が事業譲渡の日として別途定める日）以降の分を新会社の負担とする。なお、固定資産税及び都市計画税の起算日は平成22年４月１日とする。

⑶　新更生会社及び新会社は、本件事業譲渡日（又は管財人が事業譲渡の日として別途定める日）の属する年度の本件ゴルフ場事業に関して新更生会社が既に回収した年会費について、精算しないものとする。

５　会社法22条２項の登記

新会社は、「阿山カンツリー倶楽部」の名称により本件ゴルフ場事業を行うものとし、この屋号の使用につき会社法22条２項の登記を行うものとする。

第７章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法

第１節　金銭債権に関する通則

１　弁済の場所

⑴　本章に定める金銭の支払は、管財人事務所において行う。ただし、債権者のうち管財人が定める期限までに金融機関の口座への振込を希望する旨申し出た者に対しては、当該債権者の指定する金融機関の口座へ振り込む方法で支払う。

上記の振込手数料は新更生会社の負担とする。

⑵　継続会員の新預託金の返還請求権に対する弁済は、前記⑴の定めにかかわらず、新会社の本店で行う。

２　弁済期日が休日の場合の取り扱い

本章で金銭債権の弁済期日として定められた日が日本国内の金融機関の休業日に該当するときは、同弁済期日の定めにかかわらず、当該休業日の翌営業日をもって弁済期日とする。

３　債権譲渡等の取扱い

⑴　更生債権等について、平成21年２月28日以降、譲渡又は移転を原因として届出名義の変更があったときは、権利の変更及び弁済方法は、当該届出名義変更前の債権額を基準とする。

⑵　前記⑴の届出名義の変更が、更生債権等の一部の譲渡又は移転を原因として適法になされたときは、その免除額及び弁済額は、新旧債権者各自の有する債権額により按分した金額とする。

４　債権放棄ないし債権届出の取下げがあった場合の取扱い

平成21年２月28日以降、更生債権等の放棄又は届出の取下げがあったときは、更生計画に定める権利の変更及び弁済の方法は、その残債権額に対してこれを適用する。

５　端数処理

更生債権等の弁済額は、１円未満の端数を切り捨てる。

６　反対債権による弁済金の控除

更生債権者等に対する弁済期において、新更生会社が当該更生債権者等に対して履行期の到来した金銭債権を有するときその他法令により相殺をなしうるときは、新更生会社は、更生債権者等に対して通知することなく、更生計画に基づく弁済額から新更生会社が有する債権額を控除することができる。

第２節　相互債権の権利の消滅

１　相互債権

相互債権は、別表６号に記載のとおりである。

２　権利の消滅

⑴　相互債権は、第４章に定める更生会社２社の合併によりいずれも消滅する。ただし、相互債権のうち、差押えがなされた部分については、第５節２による弁済の完了により消滅するものとする。

⑵　前記⑴の定めによる各債権の消滅の内容は、別表６号の「権利の消滅」欄に記載のとおりである。

第３節　重複債権の権利の消滅

１　重複債権

重複債権は、別表７号のとおりである。

２　権利の消滅

⑴　重複債権は、第４章に定める更生会社２社の合併により消滅する。

⑵　前記⑴の定めによる各債権の消滅の内容は、別表７号の「権利の消滅」欄に記載のとおりである。

第４節　更生担保権

１　確定債権

更生会社２社ごとの確定した更生担保権（本節において以下「確定債権」という。）の件数及び総額

⑴　阿山カンツリー

２件　105,052,500円

⑵　ヒューマン・トータル・マネイジメント

３件　1,110,600円

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　確定債権額の全額を、更生計画認可決定の日から４か月以内の管財人が定める日に一括して弁済する。

⑵　前記⑴の定めによる各債権者に対する弁済額及び弁済方法は、別表８号の「弁済額」欄及び「弁済方法」欄に記載のとおりである。

第５節　一般の優先権のある更生債権（租税等の請求権）

１　届出債権

⑴　阿山カンツリー

３件　507,989,401円及び額未定

⑵　ヒューマン・トータル・マネイジメント

２件　4,774,836円及び額未定

２　権利の変更及び納付方法

⑴　更生手続開始決定の日から１年を経過する日までの間に生じた延滞金及び更生計画認可決定の日以降完納に至るまでの間に生じる延滞金については、後記３による納付の時にその全額の免除を受ける。

⑵　更生手続開始決定の日の前日までの間に生じた延滞金及び更生手続開始決定の日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定の日の前日までの間に生じた延滞金は、徴収する権限を有する者の同意を得て、後記３による納付の時にその全額の免除を受ける。

⑶　前記⑴ないし⑵の定めによる免除後の金額を、更生計画認可決定の日から４か月以内の管財人が定める日に一括して納付する。

⑷　前記⑴ないし⑶の定めによる各債権者に対する弁済額及び免除額は、別表９号の「債務免除額（納付時）」及び「納付額」欄に記載のとおりである。

第６節　一般更生債権（第２節に定める相互債権、第３節に定める重複債権、第７節に定める会員権、第８節に定める敷金返還請求権を除く。）